

●2024（令和6）年4月から下水道使用料の激変緩和措置の軽減（調整）率が変わります●

【上野地区】

4人家族が、2か月で水量 60 m³使用した場合、下記の金額となります。

※2024（令和6）年4月分から2026（令和8）年3月分までの激変緩和措置の計算例は、赤枠部分になります。

（消費税込）

| ①令和5年1月以前の使用料 | ②令和5年2月以降の使用料 | ③差額 (②-①) | 令和5年2月分から 令和6年3月分まで の使用料 (軽減率 75%) | 令和6年4月分から 令和8年3月分まで の使用料 (軽減率 50%) | 令和8年4月分から 令和10年3月分まで の使用料 (軽減率 25%) |
|---|--|--------------|---|---|--|
| | | | ④軽減額: (③×75%) 使用料: ② - ④ | ⑤軽減額: (③×50%) 使用料: ② - ⑤ | ⑥軽減額: (③×25%) 使用料: ② - ⑥ |
| 上之庄地区 朝屋・百田 地区 基本使用料 2,420 円 +加算使用料 1,760 円 (440 円×4 名) 4,180 円×2 ヶ月=8,360 円 | 基本使用料 3,300 円 + 従量使用料 11,660 円 14,960 円 | +6,600 円 | 軽減額: 4,950円 使用料:10,010円 | 軽減額: 3,300 円 使用料:11,660 円 | 軽減額: 1,650円 使用料:13,310円 |
| 下友生地区 桂地区 基本使用料3,300円 +加算使用料2,200円(550円×4名) 5,500円×2ヶ月=11,000円 | | +3,960 円 | 軽減額: 2,970円 使用料:11,990円 | 軽減額: 1,980 円 使用料:12,980円 | 軽減額: 990円 使用料:13,970円 |
| 古山地区 基本使用料3,630円 +加算使用料2,200円(550円×4名) 5,830円×2ヶ月=11,660円 | | +3,300 円 | 軽減額: 2,475円 使用料:12,485円 | 軽減額: 1,650 円 使用料:13,310円 | 軽減額: 825円 使用料:14,135円 |
| 比自岐地区 基本使用料3,520円 +加算使用料2,200円(550円×4名) 5,720円×2ヶ月=11,440円 | | +3,520 円 | 軽減額: 2,640円 使用料:12,320円 | 軽減額: 1,760 円 使用料:13,200円 | 軽減額: 880円 使用料:14,080円 |
| 府中地区 基本使用料3,300円 +加算使用料2,200円(550円×4名) 5,500円×2ヶ月=11,000円 | | +3,960円 | 軽減額: 2,970円 使用料:11,990円 | 軽減額: 1,980 円 使用料:12,980円 | 軽減額: 990円 使用料:13,970円 |
| 西高倉地区 基本使用料3,850円 +加算使用料2,088円(522円×4名) 5,938円×2ヶ月=11,876円 | | +3,084円 | 軽減額: 2,313円 使用料:12,647円 | 軽減額: 1,542円 使用料:13,418円 | 軽減額: 771円 使用料:14,189円 |

（裏面あり）

| | | | | | | |
|---------------|--|---|---------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 猪田地区 | 基本使用料2,310円 +加算使用料1,320円(330円×4名) 3,630円×2ヶ月=7,260円 | 基本使用料 3,300円 + 従量使用料 11,660円 14,960円 | +7,700円 | 軽減額: 5,775円 使用料: 9,185円 | 軽減額: 3,850円 使用料: 11,110円 | 軽減額: 1,925円 使用料: 13,035円 |
| 長田地区 花之木地区 | 基本使用料2,750円 +加算使用料1,760円(440円×4名) 4,510円×2ヶ月=9,020円 | | +5,940円 | 軽減額: 4,455円 使用料: 10,505円 | 軽減額: 2,970円 使用料: 11,990円 | 軽減額: 1,485円 使用料: 13,475円 |
| 西山地区 | 基本使用料3,850円 +加算使用料2,096円(524円×4名) 5,946円×2ヶ月=11,892円 | | +3,068円 | 軽減額: 2,301円 使用料: 12,659円 | 軽減額: 1,534円 使用料: 13,426円 | 軽減額: 767円 使用料: 14,193円 |
| 神戸地区 | 基本使用料2,750円 +加算使用料2,200円(550円×4名) 4,950円×2ヶ月=9,900円 | | +5,060円 | 軽減額: 3,795円 使用料: 11,165円 | 軽減額: 2,530円 使用料: 12,430円 | 軽減額: 1,265円 使用料: 13,695円 |
| 花垣地区 | 基本使用料3,300円 +加算使用料2,200円(550円×4名) 5,500円×2ヶ月=11,000円 | | +3,960円 | 軽減額: 2,970円 使用料: 11,990円 | 軽減額: 1,980円 使用料: 12,980円 | 軽減額: 990円 使用料: 13,970円 |
| 依那古地区 | 基本使用料2,750円 +加算使用料2,200円(550円×4名) 4,950円×2ヶ月=9,900円 | | +5,060円 | 軽減額: 3,795円 使用料: 11,165円 | 軽減額: 2,530円 使用料: 12,430円 | 軽減額: 1,265円 使用料: 13,695円 |

※実際のご利用状況により、各ご家庭の使用水量は異なります。

※激変緩和措置により、改定後料金と現行料金との差額に、段階的に軽減率を乗じて算出した軽減額を差し引いた金額が2ヶ月の使用料金となります。

※令和10年4月からは、全て改定後の使用料となります。

※令和5年2月1日以降に使用を開始した場合、激変緩和措置は適用されず、②の使用料となります。